

第4章 地域行動計画（後期計画）

【後期計画 詳細体系図】

I 子ども、親、それぞれの成長の支援

- 1 子どもの自立支援
 - ①子どもの人権を尊重した社会づくり
 - ②「地域の教育力」の向上
- 2 「親育ち」への支援
 - ①家庭教育への支援の充実

II 子育てを楽しめる家庭づくり

- 1 子育てを楽しめるための支援
 - ①子育て交流事業の充実
 - ②ファミリー・サポート・センター事業の実施
 - ③産前産後・サポート・センター事業の実施
- 2 子育て家庭への支援の充実
 - ①経済的支援の充実
 - ②ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 3 母子保健施策の充実
 - ①子どもと母親の健康の確保
 - ②「食育」の推進

III 学校を核とした地域における教育の推進

- 1 学校教育等の充実
 - ①次代の親の育成
 - ②豊かな心の育成
 - ③健やかな体の育成
 - ④幼児教育の充実
- 2 信頼される学校づくりの推進
 - ①信頼される学校づくりの推進

IV 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

- 1 総合支援体制の整備
 - ①総合支援体制の整備

- 2 子育て支援のネットワークづくりと充実
 - ①子育て支援センターの活動の充実
 - ②子育て支援のネットワークづくり
 - ③子育て情報提供サービスの充実
 - ④児童虐待防止対策等の充実
 - ⑤障がい児施策の充実

- 3 子どもにやさしい生活環境づくり
 - ①良質な住宅の確保
 - ②良質な居住環境の確保
 - ③安全な道路交通環境の整備
 - ④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
 - ⑤利便性の高い交通環境の整備
 - ⑥安心して外出できる環境の整備
 - ⑦安全・安心まちづくりの推進
 - ⑧子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
 - ⑨児童の健全育成事業の充実
 - ⑩子どもを取り巻く有害環境への対策の推進

- 4 地域保健医療の連携と促進
 - ①思春期保健対策の充実
 - ②小児医療の充実

V 子育てに配慮した労働環境の整備

- 1 仕事と子育ての両立
 - ①男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等
 - ②仕事と子育ての両立の推進

- 2 子育て支援サービスの充実
 - ①病児・病後児保育体制の整備
 - ②一時保育の充実
 - ③短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実
 - ④保育サービスの充実
 - ⑤放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）の充実

第1節 子ども、親、それぞれの成長の支援

1 子どもの自立支援

【現状と課題】

平成元（1989）年11月に国際連合が採択した「子どもの権利に関する条約」が、わが国でも同6（1994）年5月に発効していますが、この条約には、子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」という4つの権利を守るべきことが示されています。本市においても、その理念に基づき、子どもの人権が尊重され、また子ども自身が意見を表明し決定に参加していくことができる地域社会づくりをめざして取り組みを進めていくことが必要です。

また、子ども自身の「子育て」を支援する施策として、子どもの視点に立って、子どもを1人の市民として育成するなどの取り組みをいっそう推進することも必要ですが、地域には、さまざまな活動団体や民間事業者などのほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者なども多くいます。また、豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等も存在しています。

本市の次世代育成支援においては、保育所、児童館、公民館、学校施設等の各種公共施設をはじめ、こうした地域のさまざまな人的・物的社会資源の十分かつ効果的な活用を図っていくことが大切です。

施策の方向<① 子どもの人権を尊重した社会づくり>

子どもの人権を尊重した社会づくりを推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
『秩父市要保護児童対策地域協議会』における関係機関や地域との連携、情報交換によって権利侵害の早期発見に努め、子どもの人権を尊重します。	社会福祉課
学校内への児童虐待に対応する組織の設置を継続するとともに、学校における虐待への対応の中核となる「児童虐待対応キーパーソン」を位置づけていきます。また、今後も関係機関と連携・協力しての環境づくりに努めていきます。	学校教育課
『秩父市子育て支援ネットワーク』等を有効に活用し、関係機関、地域住民等と情報交換・連携を図りながら、子どもの人権侵害に対応していきます。	こども課
子どもの人権を侵害する事例に対しては、社会福祉課、学校、警察、児童相談所等と連携をとりながら対処していきます。	保健センター
新規 次代を担う子どもたちの健やかな成長を願い、「子ども市民憲章」の制定をめざします。	こども課

施策の方向<② 「地域の教育力」の向上>

一人ひとりの子どもが心身ともに健康に成長できるよう支援するために、「地域の教育力」の向上を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
さまざまな民俗文化に彩られた秩父文化の豊かさと、相互に助け合い育て合う秩父地域の環境の中で、子どもたちがお祭りなどで伝承されている知識や技術、習慣や伝統、「生きる力」となる知恵を受け継ぎ、豊かな人間性や社会性を身につけることができるふるさとをめざします。	こども課 学校教育課 文化財保護課 教育研究所
少年非行等の問題を抱える児童の立ち直り支援、保護者の子育て支援に関して、児童相談所、学校、保護司、警察、地域ボランティア等の参加・協力体制の整備を推進します。	学校教育課 こども課 社会福祉課
「地域の教育力」向上に向けて民生委員・児童委員、主任児童委員、幼稚園・保育所関係者、子育て支援NPO、育成会、地域ボランティア、自営業者、自治会等の人的資源を活用していきます。	こども課 学校教育課

<p>豊富な経験があり、子育てを支援するのにふさわしくかつ意欲を持つ人に「子育てアドバイザー」に登録していただくなど、「子育て人材バンク」づくりに努めます。</p>	<p>こども課</p>
<p>地域住民や関係機関等の協力による自然体験活動の機会の充実を図ります。</p>	<p>こども課 学校教育課</p>
<p>子どもたちの自主的な調べ学習や歴史・文化・伝統等の調査、および郷土芸能とのふれあいなどにより、社会資源の活用を推進します。</p>	<p>学校教育課 教育研究所</p>
<p>地域の高齢者を招いての地域の歴史・文化・伝統芸能や遊び等についての学習や、子どもたちの老人ホームへの訪問などにより、世代間交流の推進をめざします。</p>	<p>こども課 学校教育課 教育研究所</p>

2 「親育ち」への支援

【現状と課題】

子どもが成長していくにつれて、親にもまた「親としての成長」があります。子ども自身の成長（「子育て」）を支援すると同時に、「親育ち」と「子育て」を支援していくことも重要です。

「家庭教育」は、すべての教育の出発点であり、特に、基本的な生活習慣・生活能力、豊かな情操、他人への思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などの“生きる力”の基礎的な資質や能力を培うことがその重要な役割です。子どもたちをのびのびと人間性豊かに育てていくために親をはじめ学校や地域が連携を図り、家庭の中で子どもたちがすくすく・のびのびと成長できるよう支援していく必要があります。

そのため、家庭教育の重要性を見つめ直し、考える機会を提供することや、親の悩みに対応できる相談体制の整備などの施策の推進が求められています。

施策の方向<① 家庭教育への支援の充実>

思春期の子どもを持つ親のための子育て講座などの開催に努め、家庭教育への支援の充実を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
「つどいの広場」やファミリー・サポート・センター等において、各種講演会等を実施します。	こども課
幼少期から思春期の子どもを持つ親に、親としての学ぶ機会を提供し、家庭教育への支援を進めます。	教育研究所

第2節 子育てを楽しめる家庭づくり

1 子育てを楽しめるための支援

【現状と課題】

少子化や核家族化の進展に伴い、本市でも子育て中の親に子育ての仲間がいなかったり、協力者が少なかったりするという事態が起こってきています。また、隣近所との関係が薄くなるなど、子育て家庭の孤立化も進んできており、子育てに伴う不安や悩みなどを相談する相手が少なく、また経験のある人たちとの交流も少ないためアドバイスを受けにくい現状となっています。

そうした中で子育てを楽しめるための方策の1つとして、妊娠から出産・子育てまでさまざまな不安や疑問等を気軽に相談でき、子育てをする親同士が交流などすることのできる場の提供があります。本市では、さまざまな育児資源を有効活用し、おもに乳幼児(0～3歳)を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ったり、ボランティアを活用した育児相談などを行ったりする場を身近な地域に設置することによって、子育て中の親の子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境を整備して地域の子育て支援機能の充実を図るため、平成17年度から「つどいの広場」事業を実施してきました。また、平成20年10月からは原谷公民館内に「子育てサロン」を開設しています。「つどいの広場」事業については、NPO法人 秩父こみにていへ事業委託して実施しています。

また、「ファミリー・サポート・センター」事業も子育てを楽しめるための支援の1つとして挙げることができますが、これは、乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する人と子育て援助を行うことを希望する人との連絡調整を図り、援助者には講習などの必要な支援を行うものです。本市では具体的には、平成17年8月から『秩父市シルバー人材センター』へ委託して実施していますが、平成20年度からは、病気の回復期にあるお子さんを預かる場合には市が利用料金の半額を負担する制度を設けました。さらに、ファミリー・サポート・センターの対象になっていなかった「妊娠中の人(母子健康手帳の交付を受けた人)または出産後6か月未満の人」が利用できるよう「産前産後・サポート・センター」を開設するなど、事業の充実を図っているところです。

ニーズ(アンケート)調査の結果では、ファミリー・サポート・センターの認知度につき、就学前児童調査、就学児童調査においてそれぞれ順に38.6%、28.0%の認知度となっており、よりいっそうの周知の徹底が必要と言えます。

施策の方向<① 子育て交流事業の充実>

親同士がくつろいで集い、交流することができるような場や機会を提供するとともに、子どもたちも「世代間交流」などの交流ができるよう図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
園庭開放事業等により、人の目がある保育所などの公共施設で子どもが安心して遊べる育児環境、さらには親同士がくつろげる交流の場の開設を継続します。	こども課
事業委託による「つどいの広場」の開設を継続するとともに、原谷公民館内への「子育てサロン」の開設も継続し、お母さん同士が気軽に集まれる場を提供します。また、引き続き「子育てサロン」など交流の場の拡充を検討していきます。	こども課
幼稚園と保育所による、各々の特色を活かしながら連携した各種事業の実施を継続します。	こども課 学校教育課
保育所、幼稚園、小学校、中学校において高齢者の参画を得た世代間交流事業の実施を継続します。	こども課 学校教育課
幼児、小学生、中学生、高校生および高齢者などの各世代間での異世代交流事業を行い、子育てを地域全体で支える風土を形成していきます。	こども課 学校教育課
秩父市こども遊園地『ちちぶキッズパーク』内の施設の充実を図るとともに、引き続き安心・安全な遊び場を提供していきます。	公園課

後期重点

施策の方向<② ファミリー・サポート・センター事業の実施>

ファミリー・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、事業内容の充実に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
保護者であってその乳児、幼児等の保育等に関する援助を受けることを希望する人と子育て援助を行うことを希望する人との連絡調整を図り援助者には講習などの必要な援助を行う会員制の「ファミリー・サポート・センター」事業を継続的に実施します。	こども課

施策の方向<③ 産前産後・サポート・センター事業の実施>

産前産後・サポート・センター事業の実施を継続するとともに、チラシ、市報、ホームページ等で積極的に普及・啓発を行い、事業の拡大に努めていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
妊娠中の方（母子健康手帳の交付を受けた方）または出産後6か月未満の方が利用できるよう、会員制の「産前産後・サポート・センター」事業を継続的に実施していきます。	こども課

2 子育て家庭への支援の充実

【現状と課題】

ニーズ（アンケート）調査で希望する子どもの数についてみると、就学前児童調査・就学児童調査とも「2人」という回答が多いものの「3人」も多く（就学前児童家庭では「3人」が第1位）、両回答の割合は接近したものとなっている一方、現在の実際の人数については「2人」が過半数を占めて最も多く（→17 ページ）、希望と現実の間にギャップがあることが分かります。夫婦が欲しいと思う人数の子どもを持ってない大きな理由の1つに経済的負担が重いことがあると言われており、経済的支援や医療費の支給等が大切になっています。

「児童手当」については、従来児童手当法により支給され経済的支援の中核の1つとなってきましたが、平成21年8月の衆議院議員選挙の結果、おもな政権政党が自由民主党から民主党へ交替したことにより平成22年度まででの廃止が決定され、新たに「子ども手当」が支給されることになりました。

また、近年、離婚の増加等によって本市においてもひとり親家庭が増加する傾向にあります。ひとり親家庭は、母子家庭、父子家庭を問わず子育ての負担が大きくなる傾向があり、社会的にも孤立しがちで、ひとり親家庭が抱える悩みに対応できるよう相談や助言の事業を通して支援を行うことが必要です。特に母子家庭における経済的負担、父子家庭における家事負担などの問題が深刻なケースが多くみられます。

親子が健全で安定した日常生活を送ることができるよう適切な支援を行い、ひとり親家庭の自立・就業の支援ときめ細やかな福祉サービスの展開に主眼を置くことが重要となっています。

施策の方向<① 経済的支援の充実>

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種支給・補助制度などの経済的支援の充実を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
後期重点 こども医療費支給制度について、順次拡大してきた支給対象者をさらに拡大するよう、検討を行います。	こども課
ひとり親家庭等医療費および重度心身障害者医療費の支給制度の充実について検討していきます。	こども課 社会福祉課
保育所の保育料が過度の負担となることがないように、適正かつ妥当な保育料体系の設定に努めます。	こども課
幼稚園に在籍している児童の保護者の負担軽減を図るとともに、公立、私立幼稚園間の保護者の負担格差是正を目的とする「幼稚園就園奨励費補助事業」について普及・啓発を図り、継続的に実施します。	教育総務課
放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）における公私立格差の解消に努めます。	学校教育課
高等技能訓練促進費の支給など、母子家庭の母親の経済的自立に向けて、支援を行っていきます。	社会福祉課
3歳の誕生日までの子どもがいる家庭に、継続して紙おむつ用ゴミ袋を支給します。	生活衛生課
子育て家庭優待制度『パパ・ママ応援ショップ』事業について、協賛店舗の拡大等を図るなど、引き続き事業の普及・拡大に努めます。	こども課

施策の方向<② ひとり親家庭等の自立支援の推進>

ひとり親家庭でも安心して生活を送れるように、個々の家庭の状況に応じて社会的支援体制の充実を図るなどしていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
埼玉県地域福祉担当女性相談員と連携しながら相談に応じ、埼玉県で実施しているひとり親家庭福祉サービスについての情報提供を行っていきます。	社会福祉課

3 母子保健施策の充実

【現状と課題】

子育てに関する情報の過多に振り回されてそのとおりの子育てができないと悩み、自信をなくしてしまうことのないように、それぞれの生活環境や子どもの成長・発達を一緒に見つめながらの健診、相談の事業を充実させる必要があります。子どもたちの健やかな成長や健康を支援するため、妊産婦や子どもたちの心身の健康を、相談や健診・指導などを通じて見守ることが大切です。乳児健診（4か月児・10か月児）、1歳6か月児健診、3歳児健診、育児相談の継続的实施、さらには健診未受診者および健診後の事後フォローや気になるケースに関する訪問が重要になります。

健診では、子どもの健康状態を細やかに診るとともに、子どもの遊び方を学んでもらう「親子教室」などを紹介する機会としています。また、「新生児訪問指導」として、助産師・保健師・看護師が訪問指導を行っています。

また、子どもの頃からの生活習慣の基本となる食生活については、学校や保育所等での「食育」教育の推進とともに、望ましい食習慣の定着を図り、さらにむし歯予防にも努める必要があります。離乳食から成長期までの、栄養バランスの取れた地元産の旬の食材活用の指導に当たるなどしています。

施策の方向<① 子どもと母親の健康の確保>

育児・子育て支援の観点からの母子保健支援体制の整備・充実を図っていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
誰もが妊娠、出産、育児に関して正確な知識を持ち、理解ができるよう適切な母子保健情報の提供に努めるとともに、ニーズに応じた健康教育の充実を図ります。	保健センター こども課
不妊に関する情報提供、専門相談の紹介に努めます。	保健センター
妊娠時に効果的な健診や相談を受けられるよう支援するとともに、慢性疾患や障がい、経済的問題等を含めハイリスクな妊婦も安心して出産、育児をできるように、関係機関とも連携を図りながら相談・情報提供、支援体制の整備の推進に努めます。	保健センター
子育て中の母親同士の交流の場を提供し、子育てについて共有し合える母親の仲間づくりなどを充実させます。	保健センター こども課
未受診者・事後フォロー児への対応と、乳幼児健診等の場を活用した親への相談指導に継続して努めていきます。	保健センター
『親子教室』で子どもと一緒に楽しく遊ぶ経験を通して、関わり方を学ぶ場を提供し、子どもの健全な発達と母親への支援を継続して行っていきます。	保健センター
若年出産や妊娠後期での届出者等に、母子健康手帳の交付時に育児サービス紹介をするなど、育児不安の予想される人への早期支援に継続して努めます。	保健センター
育児ノイローゼや生活苦による悩みなどからの児童虐待発生の未然防止のため、すべての新生児および産婦への訪問指導等での個別相談や子育てアンケートなどを継続して実施します。	保健センター
相談支援の必要な発達の遅れがある子どもやその保護者に言語聴覚士や理学療法士等の専門職が助言を行い、保護者の子どもへの正しい理解の促進や保護者が抱える療育に関する悩みや不安等の軽減を図り、子育て支援を行うことを目的に、療育相談事業の充実を図ります。	保健センター
乳幼児の健全な発達のため、正しい食習慣の確立および乳児における離乳食の必要性、幼児のおやつ役割などについて、支援・相談事業を展開していきます。	保健センター こども課
むし歯予防対策を進めるため、幼児フッ素塗布、歯科保健相談の充実を図り、学校保健と連携した子どもたちへのブラッシング指導をいっそう強化していきます。	保健センター こども課

市民の健康を守るため、安全でおいしい水道水を安心して飲んでいただく供給体制の継続に努めます。	水道部
--	-----

施策の方向<② 「食育」の推進>

食の問題は子どもの将来の健康に大きく影響することから、“地産地消”に基づく地元食材の活用を図るなどしながら「食育」の取り組みを推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
食生活改善推進員の協力により地元食材を活用した料理講習会（伝承料理等）を開催し、地域に根ざした食育の推進に努めます。	保健センター
食育学習の場として親子料理教室等を開催し、食の重要性を理解して健全な食習慣を実践できるよう食育推進に努めていきます。また、事業開催時等に「食事バランスガイド」の普及に努めます。	保健センター
保育所において、保育計画の中で年齢に合わせた食育を実践していきます。また、給食献立表、給食だよりや保健だより等による各家庭への子どもの食事に関する情報提供や啓発活動を、継続して行います。	こども課 保健給食課
家族で食事をとることの大切さ、1日3食の食事をきちんととることの大切さや自分に合った正しい食生活について、積極的に広報を行います。	保健給食課 こども課
幼稚園、保育所、小学校、中学校等で給食に地域の食材・郷土食を取り入れ、子どもの頃から食を通して「地域」を学べるよう図り、「食育」の推進による健全な日常生活の実現に努めます。	学校教育課 こども課 保健給食課

第3節 学校を核とした地域における教育の推進

1 学校教育等の充実

【現状と課題】

幼稚園・小学校・中学校の時代は人間の感性を磨くために重要な時期であり、学ぶ環境を整備することが、行政にとって重要な課題であると言えます。

情報化、科学、技術が急速に進展する時代にあつて、常に新しいものにチャレンジしていく精神を持ち、自らを高め、自ら考え、自ら判断して行動することができる「生きる力」を育むことが求められており、子どもたちに、楽しく学べ、必要な学力と体力等を高めることのできる教育環境を提供することが大切です。また、ハード面では、新しい時代を主体的に生き抜く子どもの育成をめざした“自然環境と最先端技術を活用した学校づくり”が大切な要素となっています。

近年は従来の教育とは違う新しい試みも取り入れられ、子どもたちの心・技・体に渡る十分な教育を実現するために、これまで以上に学校と家庭、地域、行政が一体となった、福祉教育・環境教育等を含むさまざまな指導の推進と充実が必要となっています。家庭や地域の「教育力」の向上をめざして連携し合える「地域教育システム」の確立が重要です。

また、各学校において、子育ての大切さ、親の望ましい役割、さらには地域の一員としての近隣の子どもたちとの関わり方等に、少子・高齢社会の問題の視点から取り組むことなどが重要です。家庭のあり方や子どもの成長発達に果たす親の役割などについての学習を充実させるために、小・中・高等学校で、幼稚園、保育所を訪問して幼児等とふれあう機会を設けるなどの“異年齢”の交流を深めるよう努めています。

施策の方向<① 次代の親の育成>

中学生や高校生などこれから親になっていく世代等が子どもを産み育てることの意義および子どもや家庭の大切さを理解することができるような取り組みを進めます。

具体的な内容	おもな担当部署
男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義への理解を深める教育・広報啓発活動の推進に努めます。	学校教育課 市民生活課 こども課

施策の方向<② 豊かな心の育成>

子どもたちの「豊かな心」を育むべく学校と家庭が連携しながら「心の教育」を実施するとともに、社会のしくみを理解し地域社会に関心を持ってもらうよう図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
「心の教育」が極めて重要な教育課題としてとらえられることから、家庭での教育はもとより学校でも、発達段階に応じた豊かな心を重視し、思いやりや、感動のできる“生きた心”を培います。	学校教育課
地域社会に関心を持つ人を育成することに努めます。	学校教育課 こども課 公民館
臨床心理士のスクールカウンセラーや「さわやか相談員」の配置による教育相談体制をいっそう充実させます。また、教員の学校カウンセリング初級研修会、中級研修会への参加、カウンセリングマインドや教育相談の手法の修得により、不登校問題やいじめ問題、非行問題等への指導力の向上を図っていくとともに、「さわやか相談員」への研修を充実させます。	教育研究所
保育所および幼稚園も含めた臨床心理士等の巡回相談を必要に応じて実施します。	こども課 学校教育課
中学校や高等学校における、地域の企業や福祉施設等での体験学習を推進し、地域社会に対する意識の高揚、職業観の育成を図ります。	学校教育課 こども課
社会人として必要なルールを理解しマナーや知識を身につける取り組みを行います。	学校教育課 こども課

施策の方向<③ 健やかな体の育成>

子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育やスポーツ健康教育、指導者の育成によるスポーツ指導の充実などを推進し、健やかな体の育成に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
スポーツ指導者の人材育成・確保が必要であるため、スポーツ団体に協力を依頼し、地域における指導者の充実に努めます。	市民スポーツ課
秩父市スポーツ少年団、各町会の育成会および各学校と連絡調整を図り、子どもたちの現状に適したスポーツ健康教育を進めていきます。	市民スポーツ課
子どもの頃から適切な生活習慣を身につけてもらうための健康教育の推進に努めます。	学校教育課 こども課 保健センター

施策の方向<④ 幼児教育の充実>

幼稚園における幼児教育について内容などの見直しを随時行い、さらに充実させるとともに、「保育所における教育」についてもあり方や内容について検討を加えながら推進していきます。

具体的な内容	おもな担当部署
幼稚園、保育所と学校の連携、幼稚園と保育所の連携等について、さらに推進していきます。	こども課 学校教育課 教育総務課
公立保育所のうち永田、日野田、吉田保育所の園庭開放を継続し子育て相談等の推進に努めます。	こども課
幼児教育機関である幼稚園はもとより、保育所等の保育施設においても幼児の豊かな情操と思いやりの心を育む教育が行われるよう、いっそうの強化と推進に努めます。	こども課

2 信頼される学校づくりの推進

【現状と課題】

子どもの生活実態や地域の特性を的確にとらえるとともに、子ども、教職員、保護者が共に学ぶ姿勢が大切であり、各々の学校が地域に開放され、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校の実現をめざす必要があります

本市内の各学校においては、以前から創意を生かした特色ある教育活動が展開されてきましたが、小・中学校とも地域の生涯学習活動との連携や放課後児童への対応など「開かれた学校」づくりをいっそう進めていくとともに、「学校評議員制度」の活用等、家庭、地域との連携による学校づくりや学校の安全の実現などによる「信頼される学校づくり」をさらに推進することが不可欠です。

また、地域や各学校の特色を活かした指導を行い、次代の担い手である子どもたちが個性豊かに「生きる力」を伸ばしていくことができるよう、学校の教育環境、教育施設のいっそうの整備に努めることも必要です。

施策の方向<① 信頼される学校づくりの推進>

子どもの生活実態や地域の特性を的確にとらえるとともに、子ども、教職員、保護者が共に学ぶ姿勢が大切であることから、各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い学び合える学校をめざします。また、「開かれた学校づくり」、「特色ある学校づくり」を推進していきます。

具体的な内容	おもな担当部署
各々の学校が地域に学校を開放し、地域の人々が学校を核として出会い、学び合える学校をめざします。また、保護者の育児不安や虐待・いじめ等に関する相談体制を整備し、スクールカウンセラー等の確保に努めます。	学校教育課 こども課 社会福祉課 教育研究所
「学校評議員制度」などによる外部評価を取り入れ、保護者や地域住民等の意見を反映させ、その協力を得て開かれた学校運営に努め、地域の特長を活かした地域学校づくりのいっそうの推進をめざします。	学校教育課
虐待やいじめ等のより迅速な発見に努めていきます。	社会福祉課 学校教育課 こども課
教育施設の充実に努めるため、国・県へ財政支援を要望するとともに、順次耐震補強など改修・改築等を実施します。	教育施設課

第4節 特色ある子育て・子育て支援のための地域活動

1 総合支援体制の整備

【現状と課題】

本市の“特色ある子育て・子育て支援”策の1つとして、「放課後子どもプラン」を挙げることができます。本市では「ふれあい学校条例」が制定され、小学校内に『ふれあい学校』が開設されています。これは、「放課後児童健全育成事業」の対象にならない子どもの放課後や土曜日、また春、夏、冬休み等の学校休業日における「居場所」をつくり、児童の体験活動や交流活動を支援していくものです。学校教育事業と児童健全育成事業を総合的に展開し、子どもの視点に立った施策を行うため、窓口の一体化を図り、これらの事務のすべてを教育委員会学校教育課において所管しています。

教育部門と福祉部門の連携による原谷公民館における育児学級『わいわい塾』などの取り組みも進めています。また、障がいのある子どもに関しても、福祉部門の相談機関と教育委員会の相談機関など福祉部門と教育委員会部門のいっそうの連携の強化が必要です。

市民と協力し合いながら、情報を一元化して一人の子どもや家庭を総合的・継続的に支援し、親と学校と地域が連携して子育てをしていくためには、保育所、児童館、学童保育室や子育て支援関係の事業、幼稚園と小・中学校等における教育や公民館、図書館、資料館、文化体育センター等の生涯学習事業といった子育てに関係する諸事業を連携して行う必要があります。そのため、これらの事業を総合的に支援する体制の整備をいっそう進めていきます。

施策の方向<① 総合支援体制の整備>

子育て支援関係の事業、学校教育関係の事業や生涯学習事業の子育てに関係する事業を総合的に支援する体制の整備を進めます。

具体的な内容	おもな担当部署
児童福祉、学校教育、保健の部門間および関係機関との情報交換と連携を強化し、支援体制のいっそうの充実を図ります。	こども課 保健センター 社会福祉課 保健給食課 学校教育課 公民館 図書館 文化財保護課
「放課後子どもプラン」として「ふれあい学校」と「学童保育室」との連携のいっそうの強化を図り展開していきます。	学校教育課
公民館主催の子育て支援等への協力をとおして、教育部門との連携に努めていきます。また、平成20年10月より子育て支援の一環として図書館、地域ボランティアと連携して乳児健診で行っている「ブックスタート事業」の実施を継続します。	保健センター
保健センターおよび保育所から講師の派遣を受けての育児学級『わいわい塾』の開催や、図書館や小学校と連携して活動している荒川公民館クラブ『おはなしくれよん』、「こども公民館事業」、「公民館自習室開設事業」などを継続実施していきます。	公民館
「おはなし会」（月4回）、「映画会」（年3回）、「絵本相談」（月1回）の実施と、希望のあった小・中学校への移動図書館車の巡回を継続します。	図書館
市内にある4館の資料館の収蔵資料を活用した企画展の開催などを継続するとともに、学校教育などと連携した各種事業を推進します。	文化財保護課
『秩父市要保護児童対策地域協議会』と『秩父市子育て支援ネットワーク』を有効に活用し、各種の活動を充実させていきます。	社会福祉課 こども課
本計画（『子育て ちちのきプラン』）の進行管理等を行う機関の設置を継続し、各関係機関や住民の意見を常に施策に反映させるための体制を確立、強化します。	こども課
新規 地域子育て支援拠点等の拡充を図り、「地域子育て応援タウン」の認定をめざします。	こども課

2 子育て支援のネットワークづくりと充実

【現状と課題】

子育てはその保護者の私的な営みであり、子どもを産むことが個人の自由であることは周知の事実ですが、子育ては地域社会を構成するすべての人々によって支援されなければならないものでもあります。子育ては、個人の営みであると同時に地域社会の営みでもあります。

本市では、子育て支援のネットワークづくりのため、平成12年度に『秩父市子育て支援・児童虐待防止ネットワーク』を設置し活動を進めましたが、合併を契機に新市の「子育て支援ネットワーク」と「児童虐待防止ネットワーク」に分離されました。「子育て支援ネットワーク」については、平成18年11月に『秩父市子育て支援ネットワーク』がたち上げられ、市（こども課）と関係機関等との情報交換、連携が図られています。また、その後の法改正を受け「児童虐待防止ネットワーク」は『秩父市要保護児童対策地域協議会』に移行して、児童虐待を中心とした保護や養育支援を行っています。

地域で子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、子育て支援事業に関する情報を提供する「子育て支援センター」の活動に関しては、市報、ホームページ等で普及・啓発活動をし、相談員には積極的に研修会に参加してもらうなど、事業の充実を図っています。市内には、平成21年度現在『秩父市子育て支援センター』（永田保育所内）、『吉田子育て支援センター』（吉田保育所内）、『くわの実保育園子育て支援センター』、『かみたのこども園子育て支援センター』の4か所の子育て支援センターがあります。

子どもの生命の輝きをとおして親同士が知り合う機会を創り出していくことが、子育てに向けた支援サービスに関する行政の役割であると考え、きめ細かく育児に役立つ子育て情報の提供にも努めています。秩父地域では、小児科医師、保育所、幼稚園などが各市町村の相互乗り入れの形で利用されており、地域全体での子育て情報が入手できる秩父地域共通の情報ガイドブックなどの作成・配布が大切です。平成21年度には、秩父地域まちづくり協議会による『子育て支援マップ』の作成・配布を行いました。

また、障がいのある子どもたちのための発達支援事業などに取り組むため、保健・医療・福祉・教育等の連携の下での障がい児の相談・訓練体制の充実が求められています。心身の障がいや発達に遅れのある子どもや育児不安の強い保護者に日常生活訓練を行うため、乳幼児訪問指導や児童デイサービス事業『星の子教室』において支援を行ってきました。また、障がい者総合支援センター『フレンドリー』を拠点に個別相談、専門相談、保育施設巡回相談等を実施するとともに、関係各機関や秩父郡内町村との連携を図り地域療育の推進についての検討や関係職員の研修を行ってきています。

保健センターで行っている乳幼児健診等で早期に適切な相談・指導を実施し、幼児期から就学後も継続して支援のできる一貫した地域療育体制の強化を図っていく必要があります。

施策の方向<① 子育て支援センターの活動の充実>

地域における相談・情報提供の拠点である「子育て支援センター」の活動の充実を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
地域で子どもの養育に関する保護者からの相談に応じ、子育て支援事業に関する情報を提供する「子育て支援センター」（平成 21 年度現在 4 か所）の活動の充実に努めます。 また、保育所の園庭を開放する際に、子育て支援相談員による気軽な子育て相談を実施し、利用率のいっそうの向上に努めます。	こども課

施策の方向<② 子育て支援のネットワークづくり>

『秩父市子育て支援ネットワーク』と『秩父市要保護児童対策地域協議会』を有効に活用し、支援のネットワークの確立、強化を推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
『秩父市子育て支援ネットワーク』を有効に活用するとともに、今後も、『秩父市要保護児童対策地域協議会』と連携を図るなど関係各課等との連携、支援体制の整備、強化を図っていきます。	こども課
『秩父市要保護児童対策地域協議会』の設置による関係機関間の情報交換や連携を進めます。また、家庭児童相談員の研修等による充実した相談支援体制を継続します。	社会福祉課

施策の方向<③ 子育て情報提供サービスの充実>

父親・母親それぞれが子育て・子育てに関する確かな知識や技術を身につけるための情報提供サービスの充実を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
『市報ちちぶ』、市ホームページ、子育て情報パンフレット等により、子育てに関する情報を今後も、内容をいっそう充実させながら積極的に市民へ提供していきます。	こども課
地域全体での子育て情報が入手できる総合的な子育てホームページの開設について検討を行います。	こども課
秩父市父子手帳「お父さんの子育て日記」を、お父さんに妊娠や育児について正しく理解していただき育児参加してもらうための手引書、またお子さんの健康の成長記録およびお子さんとの思い出づくりの一助として活用してもらうことを目的として継続的に配付します。	こども課

施策の方向<④ 児童虐待防止対策等の充実>

児童虐待の予防と早期発見等に努めるとともに、犯罪、いじめ、児童虐待等にあった子どもへの対応を推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
『秩父市要保護児童対策地域協議会』における関係機関の連携協力体制の強化により児童虐待対策に努めます。また、家庭児童相談員を中心とする子育て支援センターや主任児童委員、教育相談員との連絡協議会の開催も継続します。	社会福祉課
児童虐待に対する研修会を充実させ、関係機関が連携した予防策を推進します。	社会福祉課
小学校、中学校の不登校児の自宅訪問等を通じて、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	社会福祉課
幼稚園、保育所で子どもの体調・体の様子を細かく見守り、また乳幼児健診などの未受診者の家庭訪問を行うことにより、児童虐待の早期発見・介入に努めます。	学校教育課 こども課 保健センター
市報への年1回の記事掲載、啓発パンフレットの配布等、児童虐待防止のための広報、啓発活動を充実します。	社会福祉課
「里親制度」に関する広報・啓発活動のいっそうの充実を図ります。	社会福祉課

施策の方向<⑤ 障がい児施策の充実>

障がいのある子どもの子育てをしている親への相談・指導の充実など、障がい児のための諸施策の充実に努めていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
保育所や学童保育室での障がい児の受け入れを推進していきます。	こども課 学校教育課
地域の小学校・中学校との交流を促進し特別支援教育体制のいっそうの整備に努めます。	学校教育課
学習障がい（LD）、注意欠陥・多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症など発達障がいについても秩父特別支援学校など専門家の協力のもとにその対応を図っていきます。	学校教育課
「LD・ADHD等支援委員会」の設置を継続し、秩父特別支援学校と合同で「LD・ADHD研修会」の継続的開催を図ります。	学校教育課 教育研究所
小学校、中学校の特別支援教育を担当する教諭の研修を充実させます。	学校教育課

特別支援教育に関する研修をいっそう充実させます。	学校教育課 教育研究所
心身障がい児通園事業等において、理学療法士や言語聴覚士などによる専門的なサービスを提供できる体制の整備を推進します。	社会福祉課
心身障がい児通園事業をはじめ、保育所・幼稚園など地域で子どもに直接接する福祉・保健・教育部門が連携を図ることにより、心身に障がいや発達の遅れ等のある幼児が就学前から就学後も一貫して相談できる体制の整備を推進します。	社会福祉課 保健センター こども課 学校教育課
心身に障がいや発達の遅れ等のある保育に欠ける児童に、地域の友達と一緒に遊び多様な体験ができる機会を提供するため、保育所をはじめ、各種施設への受け入れを推進します。	こども課
「秩父市ユニバーサルデザインの推進行動方針」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた障がい児（者）の生活環境の整備を推進します。	社会福祉課

3 子どもにやさしい生活環境づくり

【現状と課題】

子どもにやさしい生活環境を実現するためには、良質な居住環境の確保、安全な道路交通環境・交通安全や、外出しやすく使いやすいまちづくり、子どもを犯罪等の被害から守る活動などが必要不可欠です。

誰もが安心して安全に公共施設を利用できるよう施設の改善や設備の設置といった利便性の向上に努めるなど、公共施設、公共交通機関、建築物などのバリアフリー化、「ユニバーサルデザイン」を進めることが求められています。

本市では、「バリアフリー新法」（*通称）で規定された施設としては西武秩父駅が該当しますが、同駅については、平成21年度現在既にエレベーター、スロープの設置などのバリアフリー化が完了しています。他の駅についても引き続き必要に応じた整備を促進していくことが課題です。

また、子どもの安全確保のための交通安全教育を推進するとともに、子どもを未然に犯罪等から守るための活動を進めることも課題です。通学路や公園などにおける地域パトロールなどの防犯活動等の推進に努めていく必要があります。中でも、通学路でも、校庭であっても、地域の人たちができるだけ子どもたちの周辺に寄り添って温かく見守っていく「助けあい 温もりのまち通学路運動」を推進し、防犯パトロール活動ができるよう学校、家庭、地域社会や関係機関と連携・協力していけるよう努めていきます。

施策の方向<① 良質な住宅の確保>

公共賃貸住宅における子育て期、多子世帯等の優先入居制度を継続的に実施します。

具体的な内容	おもな担当部署
小学校就学前の子どものいる世帯についての、入居申し込み時の収入基準の引き上げを継続します。	建築住宅課

施策の方向<② 良質な居住環境の確保>

保育施設・学校施設や住宅のシックハウス対策等をいっそう推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
保育施設・学校施設のシックハウス対策のいっそうの推進を図ります。	教育施設課 こども課
室内空気環境の安全性を確保するため、シックハウス対策の推進を建築主、設計者および施工者に働きかけます。	建築住宅課
自動体外式除細動器（AED）を継続して配備し、子どもの安全を確保します。	こども課 保健給食課

施策の方向<③ 安全な道路交通環境の整備>

安全な道路交通環境の整備を推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
交通量の増加が見込まれる箇所や通学路の重点箇所を中心に、関係者の協力を得ながら、継続して歩道および横断歩道の設置、交通信号機の設置、路面表示などの整備を推進します。	道路課 市民生活課
生活道路における通過車両の進入速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化等のため、所轄警察署と協議を進めながら問題点の早期解消を図り、安全な道路環境を整備します。	道路課 市民生活課

施策の方向<④ 子どもの交通安全を確保するための活動の推進>

子どもたちの交通安全を確保し交通事故から守るため、交通安全教育やチャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を行います。

具体的な内容	おもな担当部署
乳児を交通事故から守るため、チャイルドシートの正しい使用方法の周知徹底を図ります。	市民生活課

子どもおよび子育てを行う親等を対象とした参加・体験・実践型の交通安全教育を段階的・体系的に実施するとともに、交通安全教育を実施する職員の指導力の向上と地域における民間の指導員の育成に努めます。	市民生活課
--	-------

施策の方向<⑤ 利便性の高い交通環境の整備>

利便性の向上をめざして、県、地域の企業と協調して鉄道事業者へ整備要望を実施します。

具体的な内容	おもな担当部署
市行政と地域の企業が一体となって、県と協調しながら通学、通勤等の生活利便性の向上に向けて、西武鉄道と秩父鉄道へダイヤの検討や増発を要請していきます。	市民生活課

施策の方向<⑥ 安心して外出できる環境の整備>

道路、公共建築物、公園などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインを進め、子育て中の親と子を含めすべての人にとって外出しやすく使いやすい「安全で安心なまちづくり」に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
中心市街地において、モデル地域の設定などを考慮に入れ、市街地整備と併せて道路のバリアフリー化に取り組みます。バリアフリー化にあたっては、高齢者や障がいのある人の意見、提言を取り入れ、施策に反映させていきます。	道路課
既存の道路について、市民の要望をふまえながら計画的に改善の推進を図ります。	道路課
新たに整備を行う道路については、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などに配慮された歩行空間の創出を図ります。	道路課
公共の建築物について、今後も妊産婦、乳幼児連れの人たちを視野に入れ、誰にとっても使いやすい「ユニバーサルデザイン」を推進していく中でバリアフリー化を推進します。	教育施設課
新たに整備を行う公共施設について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい児（者）などの利用を考慮した整備を行うとともに、既存施設の整備改善を計画的に推進していきます。	教育施設課

新たに整備する公園について、「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、障がい者（児）などに配慮した公園空間の創出を図ります。既存の公園については、市民の要望をふまえながら改善の推進に努めます。	公園課
鉄道駅における手すり、スロープやエレベーターの設置等について、鉄道事業者の協力を得ながら促進を図ります。	市民生活課
「バリアフリーマップ」の作成などの情報提供の継続に努めます。	社会福祉課
通行の支障となる違法看板については、定期的にパトロールを行うとともに、設置者の理解促進を図り、解消に努めます。	まちづくり課
放置自転車の取り扱いについて、警察と連携をとりながら、自転車の放置がされないよう引き続き対策を講じていきます。	生活衛生課
「埼玉県福祉のまちづくり条例」を子育て支援にも配慮するためのものと認識し、子育てを支援する生活環境の整備に活かしていきます。	こども課

施策の方向<⑦ 安全・安心まちづくりの推進>

「安全で安心なまちづくり」のため、交通事故防止および防犯目的での道路照明灯、夜間照明灯の設置を推進します。

具体的な内容	おもな担当部署
夜間の交通事故防止および円滑な交通の確保を図るため、道路照明灯の設置を推進します。	道路課
夜間における道路歩行中の事故、犯罪等を未然に防止するため、夜間照明灯の設置を推進します。	危機管理課

施策の方向<⑧ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進>

子どもたちを非行や犯罪などから守るための活動を推進し、環境の整備を図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
子どもの安全を確保するため、「子ども110番の家」の設置や「学校だより」による啓発活動など被害を未然に防ぐ対策を実施します。	学校教育課
子どもが犯罪の被害に遭わないようにするための「防犯講習」の実施とともに、緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯ボランティア活動への支援に努めます。	学校教育課

地域の人たちが、通学路、校庭でもできるだけ、子どもたちの周辺に寄り添って暖かく見守っていく「助けあい 温もりのまち通学路運動」を引き続き継続的に展開します。	学校教育課
学校付近や通学路等における、PTA等の関係者やボランティアと連携してのパトロール活動の推進に努めます。	学校教育課
子どもたち自らが学校内外におけるさまざまな危機に対処できるよう、キャッシュカードなどの消費行動、携帯メールなどの情報行動に万全な注意を払うなど現代生活の基本を理解させるとともに、安全な行動をできるように地域ぐるみで安全教育の充実に努めます。	学校教育課 こども課 市民生活課
青少年を非行や犯罪から守るための環境の整備に向けて、健全育成活動の充実に努めるためにさまざまな青少年活動を展開する団体への支援と活性化に努めます。	生涯学習課

施策の方向<⑨ 児童の健全育成事業の充実>

放課後児童健全育成事業の対象にならない児童の健全な「居場所」をつくり、体験活動や交流活動を支援していきます。

具体的な内容	おもな担当部署
「秩父市ふれあい学校条例」に基づく小学校への『ふれあい学校』の開設を継続的に実施します。	学校教育課

施策の方向<⑩ 子どもを取り巻く有害環境への対策の推進>

子どもたちを取り巻いているさまざまな有害な環境への対策・対応を進めます。

具体的な内容	おもな担当部署
喫煙や薬物等に関する防止教育として、学校や地域と連携し「薬物乱用防止教室」に取り組みます。	保健センター 学校教育課
性や性感染症予防に関する正しい知識の普及のため、学校医または特別に講師を招いての保健講話、教育相談的な個別指導、養護教諭からの指導、さらにはさまざまな広報紙による正しい知識の普及などにも努めます。	学校教育課
インターネットの適正利用と有害図書に対する適正な対応を促進します。	学校教育課 こども課 生涯学習課

4 地域保健医療の連携と促進

【現状と課題】

思春期は子どもが大人へ成長する大切な時期であり、生命を尊重し、心と身体に関する正しい知識や情報を取得できるよう支援していく必要があります。

保育所や学校等、家庭、地域社会が連携・協働しながら生命の尊さを十分伝えられる地域をつくり、「健康教育」を推進していくことが大切です。また、関係機関連携の下に思春期の心と身体健康相談、喫煙、飲酒、薬物依存、望まない妊娠、性感染症等に関する保健対策を推進していくことも必要です。養護教諭の保健室経営における児童生徒の保健・健康相談や保健センターによる電話相談、面接相談の充実などを図っています。

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤整備の1つとなるものです。本市には、地域医療の中核となる『秩父市立病院』がありますが、市立病院小児科では平成21年度現在、外来診療や予防接種などの診療業務について非常勤医師の支援を受けて常勤医師が1名で行っており、秩父地域唯一の入院施設を持つ小児科でありながら入院治療は短期に限定せざるを得ない状況となっています。また、休日や夜間における小児救急患者への対応もすべて小児科医師が行うことは不可能で、他科医師の応援により対応しています。平日夜間小児初期救急は4医療機関の輪番制で担っており、市立病院は火曜日と金曜日を担当していますが、常勤医師を確保して入院治療を充実させるとともに、地域の小児科医師や埼玉県立小児医療センターと連携を図ることにより専門性の高い救急対応を行っていく必要があります。

さらに、小児科医師の育成を図るため、奨学制度等について継続的に実施していくことが大切です。

情報提供については、『市報ちちぶ』、市ホームページによるほか、『いざという時 お子さんの医療』と題したリーフレットを作成し市報に折り込んで全戸配布することなども行い、小児初期救急医療をはじめとした子どもの医療に関する情報の提供を実施しています。

また、市立病院では現在、心臓疾患、てんかん、内分泌疾患のある小児患者に専門外来を設けています。今後は、職員体制を整備するとともに関係する医療機関と連携を深め、障がい児医療のよりいっそうの充実に努めていくことが必要です。

施策の方向<① 思春期保健対策の充実>

「健康教育」の充実を図り、自ら健康管理ができるよう図るとともに生命の尊さを伝えます。また、子どもの健康についての相談の体制の充実に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
保育所や学校等、地域、家庭における「健康教育」の充実を図り、自分の身体について正確な情報を入手し、自ら健康管理ができるように努めます。	保健センター こども課
相談業務に従事する専門職の確保および資質の向上を図り、子どもの健康についての相談体制の充実に努めます。	学校教育課 保健センター こども課
“生命の尊さ”を子どもたちに十分伝えることのできる地域をつくります。	学校教育課 こども課

施策の方向<② 小児医療の充実>

地域の医師会や各小児科医師などと連携を図りながら、外来診療、入院治療など小児医療の充実を図ります。また、きめ細やかなリハビリテーションの提供に努めていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
常勤医師を確保して入院治療を充実させるとともに、地域の小児科医師や埼玉県立小児医療センターと連携を図りながら専門性の高い休日・夜間救急対応を行っていきます。	市立病院 地域医療対策課
秩父郡市医師会と連携し、平日夜間の小児初期救急医療体制の充実に努めます。	市立病院 地域医療対策課
理学療法士3名と作業療法士1名の職員体制を維持し、きめ細やかなリハビリテーションの実施に努め、障がい児リハビリテーションへの対応を充実させていきます。	市立病院
職員体制の整備と関係機関とのいっそうの連携を図ることにより、各専門外来の診療日数の増加とアレルギー専門外来の再開を進めます。	市立病院
小児科医師の育成を図るため、『秩父市医学生等奨学金』、『秩父市武山育英資金』、『高山育英奨学金』および『秩父市奨学資金』などの奨学制度等について継続的に実施します。	地域医療対策課 学校教育課

第5節 子育てに配慮した労働環境の整備

1 仕事と子育ての両立

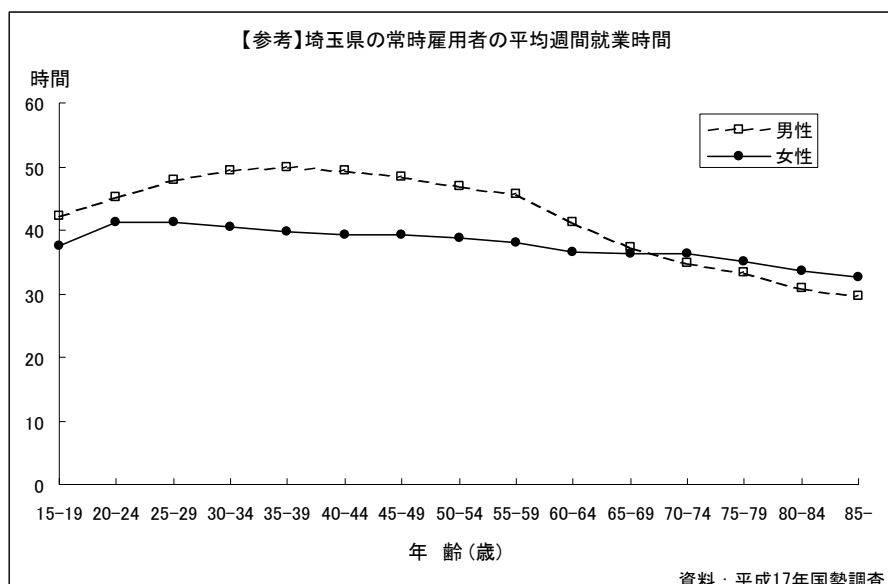
【現状と課題】

本来子育ては男女がともに行うべきもので、女性のみに関係が加わるべきものではありません。男女が積極的に子育てに参画し、ともに働きながら子育ても楽しく行っていくことが大切です。

平成19年12月に「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」と「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられ、その中で、今後地域社会全体の運動として働き方の見直しを進め、結婚や子育てに関する希望を実現するための取り組みの1つとして「仕事と生活の調和の実現」をめざしていくことがうたわれています。同憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」であるとしています。後期計画期間においては、仕事と、育児のみならず家事全般、さらには地域活動といった生活全般の両立をめざしたさまざまな取り組みをいっそう進めていくことが必要です。

男性の育児参加のための体験機会の提供や父子交流事業などにより子育てに対する意識啓発を進めることが求められています。

また、望ましい子育て意識に変えていくためには企業の協力・努力も忘れてはならず、企業が子育てをしやすい労働条件をつくりだすことは“社会的責任”であるという認識を深め、男女ともに仕事と育児を両立することができるように図っていくことが大切です。育児休業制度やその取得等についての企業への啓発活動をいっそう推進するなどし、「子育て応援制度」の充実に努めることが重要になります。



施策の方向<① 男性を含めた働き方の見直しと多様な働き方の実現等>

男性も含めた「働き方」の見直しと男性の子育て参加などを促進し、男女共同参画社会の実現をめざします。

具体的な内容	おもな担当部署
「ワーク・ライフ・バランス」等についての広報啓発を積極的に推進し、労働者、事業主、地域住民等の意識改革や、男性も含めた働き方の見直しを促進します。	工業振興課 こども課
母親、父親のどちらかだけが負担を強いられたりすることがなく、「子どもを育てたい、育ててよかった」と思える、子育ての喜びが実感できるような環境づくりをめざします。そのため、男性の育児参加を促進します。	市民生活課 こども課
父親も積極的に育児参加ができるよう健康教育を充実させ、両親で子育てをしていけるような環境整備を図るとともに、父親の育児に対する意識の向上に努めます。	こども課 保健センター
講演会やセミナーの開催および市報への情報コーナーの掲載等により男女共同参画の理念の普及・啓発を推進し、男女共同参画社会の実現をめざします。	市民生活課

施策の方向<② 仕事と子育ての両立の推進>

仕事と子育ての両立、ひいては仕事と生活の調和の実現（「ワーク・ライフ・バランス」）を進めるよう図ります。

具体的な内容	おもな担当部署
秩父地域内の企業へ、育児休業制度などの子育て応援制度の充実について啓発するなど、育児環境の整備に努めます。	工業振興課 こども課
ファミリーフレンドリー企業の拡大の促進に努めます。	工業振興課 こども課
企業内保育室の整備など、仕事と子育てを両立できる環境の整備の促進に努めます。	こども課
子育てのために一時的に休職したものの、その後再就職を希望する保護者のために、再就職支援を行うとともに、就職活動中の保育環境の整備を図ります。	工業振興課 こども課

2 子育て支援サービスの充実

【現状と課題】

働いている男女が安心して仕事と子育てを両立できる環境を整えるために、多様な就労形態やライフスタイルに対応する保育サービスが提供されることが必要です。

子どもの成育時、特に就学前には、手足口病、りんご病、おたふくかぜなどの病気にかかることが多いですが、これは就労中の親にとっても気がかりなことです。病気や回復直後の子どもを預かる病児・病後児の保育体制の整備を図ることが重要です。

また、子育てを離れて保護者がリフレッシュできる機会を提供することは、親を、育児に悩むことで孤立化させないためにも大切なことです。本市では、集団保育が可能な満1歳から小学校就学前の市内に住む児童であれば、どのような理由でも市立『花の木保育所』で1日単位で預かる「一時保育」事業を実施しています。1日あたりの定員は5名で、土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始等はこの事業は休業しています。実際の利用率や市民の希望を考慮して定員等の見直しを行いながら事業を継続実施していくとともに、事業実施施設を増やしていくよう検討する必要があります。

上述の『花の木保育所』では、平成16年11月の開所時から、月曜日から土曜日の午前7時から午後7時までの12時間開所し、通常保育や延長保育を実施しています。また、『永田保育所』において同19年度から、土曜日の11時間保育を実施するなど保育サービスの充実を図っていますが、それらを継続するとともに、民間保育所において利用者の希望状況により12時間保育等延長保育を行う場合は、必要な支援を引き続き行うことが必要です。また、保育所における休日保育・夜間保育については、市民の需要動向を引き続き調査しながら決定していく必要があります。

学童保育室・学童クラブ（「放課後児童健全育成事業」）については、平成21年度現在公立12、私立1の計13の学童保育室が運営されており、大滝地区を除き概ね学区ごとに設置されています。『花の木学童保育室』、『中村学童保育室』、『高篠学童保育室』、『南学童保育室』、『原谷学童クラブ』、『尾田蒔学童保育室』、『久那学童保育室』、『大田学童保育室』、『吉田学童保育室』および『荒川学童保育室』では、小学校6年生までの児童を受け入れています。他の3つの学童保育室では、障がいのある児童を除き小学校3年生までの受け入れとなっています。今後も未実施学童の環境を整備するよう努め、すべての学童保育室においてすべての学年の小学生を受け入れる体制を整備していくことが重要になります。また、公立学童保育室の開所時間はすべて、月曜から金曜日については放課後から午後6時45分まで、土曜日、開校記念日、春・夏・冬休み等の学校休業日については午前7時45分から午後6時45分までとなっていますが、この開所時間を今後も継続していくことが大切になります。

さらに、「認定こども園」についての検討等も推進していく必要があります。

新規 後期重点**施策の方向<① 病児・病後児保育体制の整備>**

病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
仕事と子育てを両立できる環境を整えるため、病児・病後児保育体制の整備に向けた検討を進めていきます。	こども課

施策の方向<② 一時保育の充実>

一時保育事業の実施を定員等の見直しを行いながら継続し事業の周知に努めるとともに、事業実施施設を増やしていくよう普及活動を行います。

具体的な内容	おもな担当部署
市立花の木保育所における「一時保育」事業の実施を継続し、保護者が子育てから離れてリフレッシュできる機会を提供していきます。	こども課
上記一時保育事業の利用促進のため、事業の周知活動に努めるとともに、「一時保育事業無料利用券」の配付を継続します。	こども課
今後も一時保育事業実施施設を増やしていくよう、いっそうの普及活動に努めます。	こども課

施策の方向<③ 短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実>

短期入所生活援助事業および夜間養護等事業の充実を図っていきます。

具体的な内容	おもな担当部署
保護者が疾病、疲労その他の身体上、精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合および保護者が仕事その他の理由により平日の夜間、休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の必要がある場合における必要な保護事業について、充実を図っていきます。	こども課 社会福祉課

施策の方向<④ 保育サービスの充実>

認可保育所を中核とした保育サービスの質と量の充実に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
月曜日から土曜日まで、午前7時から午後7時までの12時間、市立花の木保育所を今後も継続して開所します。	こども課

利用者の希望状況により民間保育所において 12 時間保育等延長保育を行う場合は、引き続き必要な支援を行っていきます。	こども課
保育所における休日保育および夜間保育について、市民の需要動向を引き続き調査しながら検討していきます。	こども課
保育所における低年齢児の受け入れ体制を整備し、受け入れ月齢の引き下げ、受け入れ人数の拡大など低年齢児保育の拡充を推進します。	こども課
職員研修を積極的に行います。	こども課
公立保育所と公立幼稚園における教諭と保育士の人事交流を、継続して実施していきます。	こども課 学校教育課 人事課
保育所における芋ほり遠足の実施等、自然環境を活用した子どもの多様な体験活動を、引き続き推進します。	こども課
地域の伝統文化に親しむため、保育所の入所児童を対象に「秩父屋台囃子」の指導を継続して行います。	こども課
保育所の児童と高齢者との交流事業を継続して実施していただきます。	こども課
家庭保育室など保育所以外の民間保育施設における保育サービスの向上を図るため、これらの施設への支援を継続するとともに、柔軟な保育サービスの提供を促進します。	こども課
出産休暇または育児休業明けにおける保育所への入所が円滑に行えるよう、保育所入所予約について検討していきます。	こども課
老朽化している保育所の改修等について検討していきます。	こども課

施策の方向<⑤ 放課後児童健全育成事業（学童保育室・学童クラブ）の充実>

すべての小学校区への1つ以上の学童保育室・学童クラブの整備や、すべての学童保育室・学童クラブですべての学年の小学生を受け入れる体制の整備など、「放課後児童健全育成事業」の充実に努めます。

具体的な内容	おもな担当部署
すべての小学校区に1つ以上（交通機関の利用による方法も含む。）の学童保育室・学童クラブを整備します。	学校教育課
すべての学童保育室・学童クラブにおいてすべての学年の小学生を受け入れる体制の整備に努めます。	学校教育課

<p>すべての公立学童保育室について、月曜日から金曜日は放課後から午後6時45分まで、土曜日、開校記念日、春、夏、冬休み等の学校休業日は午前7時45分から午後6時45分までの開所時間を、今後も継続します。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>学童保育室・学童クラブにおいては、「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」を尊重した運営を行います。</p>	<p>学校教育課</p>
<p>学童保育室・学童クラブにおける運動および文化活動等を通じ、健康で豊かな学童の育成に努めます。</p>	<p>学校教育課</p>

第6節 重点施策

既に本章の第2節－1（43ページ）、－2（46ページ）および第5節－2（70ページ）に記載したとおり、「ファミリー・サポート・センター事業の実施」、「こども医療費支給対象者の拡大」、「病児・病後児保育体制の整備」を、後期計画期間における重点施策に位置づけ、積極的な取り組みを進めていきます。

1 ファミリー・サポート・センター事業の実施（『秩父ファミリー・サポート・センター』）

現状（平成21年度）

現在、『秩父市シルバー人材センター』に委託して実施しています。会員数・利用実績ともに増加していますが、今後も事業のいっそうの普及・拡大が必要です。

展開の方向

広報用チラシの作成・全戸配布を継続して行うとともに、事業のいっそうの普及、会員数・利用実績の拡大に向けて、検討を進めていきます。

2 こども医療費支給対象者の拡大

現状（平成21年度）

支給対象者を、平成19年7月に小学校3年生まで、同20年4月に小学校4年生まで、21年4月に小学校5年生までと順次拡大してきました。

展開の方向

対象者をさらに拡大するよう、検討を行います。

3 病児・病後児保育体制の整備

現状（平成21年度）

平成21年度には、病児・病後児保育体制の整備に向け、研修会に参加するなどしました。

展開の方向

県内先進地への視察を実施するなど、引き続き病児・病後児保育体制の整備に向けて、検討を進めていきます。